

交通災害共済に

南信地域の町村が運営する交通共済は、
半数以上のご家庭が加入しています。

加入しましょう。



1日1円 わずか
年間**350円**で

死亡時(最高)
120万円

の**見舞金** 詳しくは裏面を
ご覧ください。



平成29年度、組合では**200名**の
加入者に**総額1,367万円**
(一人平均**68,000円**)を
お支払いしました。

南信地域町村交通災害共済事務組合

◇ 町村が運営する交通共済は… ◇

いつでも加入OK!!

1カ月単位で、いつでもご加入いただけます。1年加入は1人**350円**、途中加入は1人**1ヶ月30円**の掛金で、掛金を納めた日の翌月1日から共済責任期間が始まります。

自宅を離れている学生の皆様も

ご加入いただける方は、諏訪郡・上伊那郡・下伊那郡にお住まいの皆様や、その扶養親族で自宅を離れている学生の皆様です。

ご加入後区域外に転出されても、共済責任期間中は支払いの対象になります。

事故でケガなどをされたとき

ご加入いただいた方が、国内の道路上で発生した自動車などの交通事故で死亡・けが・後遺障害になられたときに、見舞金をお支払いいたします。

対物事故や対人事故の補償はありません。

万一が事故に遭われたら

万一事故に遭われケガなどをされたら、警察に「人身事故」として届け、その後、役場で手続きをご相談ください。警察への届け出がない場合や「物件事故」での届け出の場合は、見舞金が減額されますので、ご注意ください。

お支払いする見舞金

◎ 死亡 **120万円** (自転車自損事故60万円)

※自転車の自損事故は、死亡のみ支払い対象となります。

◎ けが 事故の日から1年間にかかった 入院(2日以上)1日目から日額 **2,000円** 通院(3日以上)1日目から日額 **500円** …に基礎見舞金**2万円**を加えた額 (20万円が限度)

◎ 後遺障害 身体障害1・2級及び植物症 **40万円** 身体障害 3級 **30万円**

※交通事故証明書や診断書の正本を提出いただくと、付加見舞金をお支払いします。

※自殺や故意による事故・飲酒運転など重過失による事故・作業中の事故・自然災害による事故・道路外の事故などは対象になりません。

※見舞金の請求期限

①死亡見舞金及び傷害見舞金は、事故の日から起算して13ヶ月

②後遺障害見舞金は、事故の日から起算して24ヶ月

③付加見舞金は、主見舞金の種別に準じます。

※次回から加入申込書を希望されない場合は、役場交通共済窓口にお申し出ください。



くわしくは、お住まいの **町村役場交通共済窓口** へお気軽にお尋ねください